

○栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

平成22年3月29日

規則第119号

改正 平成23年9月15日規則第46号

平成24年10月22日規則第37号

平成25年12月26日規則第57号

平成26年2月25日規則第8号

平成27年12月18日規則第59号

平成30年9月27日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成22年栃木市条例第141号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項第1号の規則で定める者)

第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (2) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない者
- (3) 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻をしていないもの
- (4) 配偶者の生死が明らかでない者
- (5) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者
- (6) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者

(平24規則37・平25規則57・一部改正)

(受給資格者証の交付申請)

第3条 条例第2条第5項の規定による受給資格者証の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者にあつては、年金証書の写し又は手当証書の写し
- (2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、次に掲げる書類
  - ア 戸籍の謄本又は抄本
  - イ 世帯全員の住民票
  - ウ 受給資格者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児童について扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（以下「養育費」とい

う。)に関する申告書

エ 前条第1号に規定する者にあつては、医師の診断書

オ 前条第2号に規定する者にあつては、刑務所、拘置所等その事実を証明する官公署の書類

カ 前条第3号から第5号までに規定する者及び父母のない児童を扶養する者にあつては、民生委員の証明

キ 前条第6号に規定する者にあつては、その事実を明らかにする書類

- (3) 受給資格者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者がその年（1月から10月までの間に申請する場合においては、前年）の1月1日において市内に住所を有しなかったときは、その者の1月1日現在の住所地の市町村長の前年（1月から10月までの間に申請する場合においては、前々年）の所得額の証明書

（平24規則37・平30規則37・一部改正）

（受給資格者証の交付）

第4条 市長は、前条の規定により申請した者が、条例第3条に該当し、かつ、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に、ひとり親家庭医療費受給資格者証（別記様式第2号。以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

- 2 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給資格者証の有効期限）

第5条 受給資格者証の有効期限は、申請日の属する月の初日（更新においては11月1日）から翌年10月31日（1月1日から10月31日までの間に受給資格者証の交付を受けた場合においては、当年10月31日）までとする。ただし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入をした日（以下「転入日」という。）の属する月中に申請した者又は県内他市町村で受給資格者証の交付を受けていた者で、転入日の属する月の翌月であっても転入日から起算して15日以内に申請したものについては、助成要件に該当した日から適用する。

- 2 前項ただし書の場合において、転入日及び助成要件に該当した日が申請日の属する月と同じ月中に属する場合は、いずれか後の日から適用する。

- 3 条例第3条の規定による助成対象者である者が月の途中で受給資格を喪失した場合の有効期限は、その事実発生の日までとする。

（平30規則37・一部改正）

（受給資格者証の更新等）

第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により所得の状況を確認することができるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定によるひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書の審査又は公簿の確認をし

た結果条例第4条の規定に該当しないときは、申請者等に受給資格者証を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第7条 助成対象者が医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(助成の申請)

第8条 条例第5条に規定する助成を受けようとするときは、ひとり親家庭医療費助成申請書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請方法は、郵送又は市の窓口持参のいずれかによるものとする。

(助成の決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定して助成するものとする。

(届出事項)

第10条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ひとり親家庭医療費受給資格内容等変更届(別記様式第6号)に受給資格者証を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成対象者が、出生し、又は死亡したとき。
- (2) 助成対象者が、市の区域外に転出したとき。
- (3) 助成対象者が、受給資格者の扶養又は養育を受けなくなったとき。
- (4) 助成対象者が、医療保険各法の被保険者若しくは被扶養者でなくなったとき、又は適用を受けべき医療保険各法を異にしたとき。
- (5) 助成対象者の氏名又は住所等受給資格者証記載事項に変更があったとき。
- (6) 助成対象児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日が経過したとき。

(受給資格者証の返還)

第11条 受給資格者は、助成対象者のすべての者が助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和50年栃木市規則第2号)、大平町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年大平町規則第6号)、藤岡町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年藤岡町規則第7号)又は都賀町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年都賀町規則第13号)の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(西方町の編入に伴う経過措置)

- 3 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成14年西方町規則第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（平23規則46・追加）

（岩舟町の編入に伴う経過措置）

- 4 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和51年岩舟町規則第13号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（平26規則8・追加）

附 則（平成23年規則第46号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則別記様式第5号により作成されている書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成24年規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年8月1日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則別記様式第1号及び別記様式第6号により作成されている書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成25年規則第57号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年規則第8号）

この規則は、平成26年4月5日から施行する。

附 則（平成27年規則第59号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（栃木市ひとり親医療費助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則による改正後の栃木市ひとり親医療費助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後の申請書及び届から適用し、施行日前になされた申請書及び届については、なお従前の例による。

附 則（平成30年規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の規定により交付されたひとり親家庭医療費受給資格者証は、改正後の栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則の相当規定により交付されたものとみなす。

別記様式第1号（第3条関係）

児童扶養手当証書番号	
資格取得日	

受給者番号

ひとり親家庭医療費受給資格者証交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

次のとおり、ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を申請します。

フリガナ		電話番号			
受給資格者 氏名		住所			
助成対象者	氏名 個人番号	性別	生年月日	続柄	資格要件
					ア 離婚 イ 死亡 ウ 障がい エ 生死不明 オ 遺棄 カ 保護命令 キ 拘禁 ク 未婚 ケ その他
扶養義務者					
児童扶養手当及び 公的年金の受給状況		受けている、支給停止中、申請中、受けていない (名称)			
加入保険	記号番号	被保険者氏名・個人番号	資格取得日	保険者名称	
	記号	氏名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 ( ) 支部 <input type="checkbox"/> 栃木市（国保） <input type="checkbox"/> その他 ( )	
振込先	番号	個人番号			
	金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所	
	預金の種類	普通預金			
	口座番号				
	口座名義 (カタカナ)				

ひとり親家庭医療受給資格を喪失するまでの間、受給資格審査に必要な私及び扶養義務者等の税情報を閲覧することに同意します。

氏名

印

別記様式第2号(第4条関係)

(表)

ひとり親家庭医療費受給資格者証						
受給者番号						
受給者	氏名					
	住所					
助成対象者	氏名	性別	生年月日	続柄	備考	
		男女				
		男女				
		男女				
		男女				
加入保険	被保険者氏名					
	記号番号					
	保険者名称					
受給資格期間	年	月	日から	年	月	日まで
年 月 日 栃木市長 <span style="float: right;">印</span>						

(裏)

注 意 事 項
1 この証は、栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例により助成を受けることのできる証ですから、大切に保管してください。
2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証と一緒に医療機関の窓口へ提出してください。
3 助成を受けようとするときは、申請書に領収書を添付して市役所に提出してください。
4 次の各号のいずれかに該当するときは、必ず市役所に届出をしてください。 (1) 住所、氏名又は加入保険に変更があったとき。 (2) 死亡、転出その他受給資格を失ったとき。 (3) 生活保護法による保護を受けることになったとき。 (4) この証を破損し、又は亡失したとき。 (5) 登録してある振込口座を変更したとき。
5 助成金の申請、受領の際は、必ずこの証と印鑑を持参してください。



別記様式第4号（第6条関係）

ひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

申請者 住所 氏名 印

受給資格者氏名		住所			
助成対象者	氏名	性別	生年月日	続柄	備考
	個人番号				
扶養義務者					
受給者番号					
加入保険	記号番号	被保険者氏名・個人番号	資格取得日	保険者名称	
	記号	氏名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 ( ) 支部	
	番号	個人番号		<input type="checkbox"/> 栃木市（国保） <input type="checkbox"/> その他 ( )	

別記様式第5号（第8条関係）

ひとり親家庭医療費助成申請書

申請者記入欄		※申請者記入欄のみ記入し、押印してください。	
(宛先) 栃木市長		年 月 日	
受給資格者 (申請者)		住所 氏名 電話番号	
受給者番号		被保険者氏名	
受診者	氏名	被保険者個人番号	
	生年月日	保険証記号番号	
加入 保 険		保 険 者 名 称	
振込先		※振込先を変更される方、初めて申請される方は、通帳と印鑑をお持ちください。	
一部負担金2万1千円以上支払った家族の有無		有・無	

(注) 健康保険から高額療養費等医療費の支給がある場合には、当該支給決定通知書（コピー可）を添付してください。

医療機関記入欄		保 険 診 療 証 明 書			
保険種類	国保・社保	自己負担割合 1・2・3割		特定疾病療養受療証の有無 有 無	
診療年月	保険診療合計点数			一 部 負 担 額	備 考
年 月	入院日数	入院点数	外来点数		
上記のとおり領収いたしました。					
年 月 日					
医療機関等 所在地 名 称 氏 名					
(印)					

※ 領収書の原本が必要な場合は、コピーもあわせて提出してください。  
一度お預かりした領収書はお返しできませんのでご注意ください。

助成内容	年月	保険診療 合計金額	一部負担額	控 除 額 の 内 訳			医 療 費 助 成 額
				高額療養費	附加給付額		
				円	円	円	
		円	円	円	円	円	

別記様式第6号（第10条関係）

ひとり親家庭医療費受給資格内容等変更届														
受給資格者	受給者番号													
	氏名					生年月日								
	個人番号													
	住所													
変更事項	変更事由 (該当するものに○)		住所 ・ 助成対象者 保険 ・ 口座			変更 年月日		年 月 日						
	住所													
	対象者	氏名					事由							
		氏名					事由							
	加入保険	被保険者 氏名					被保険者の 個人番号							
		記号番号												
		資格取得日		年 月 日										
		保険者名称		<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会（ ）支部 <input type="checkbox"/> 栃木市（国保） <input type="checkbox"/> その他（ ）										
	振込先	金融機関名					銀行		本店					
							金庫		支店					
							農協		出張所					
		預金の種類		普通預金										
口座番号														
口座名義 (カタカナ)														
その他														
<p>上記のとおり変更が生じたので、受給資格者証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 栃木市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p>														

別記様式第1号（第3条関係）

（平27規則59・全改）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第4条関係）

（平27規則59・全改）

別記様式第4号（第6条関係）

（平27規則59・全改）

別記様式第5号（第8条関係）

（平23規則46・全改、平27規則59・一部改正）

別記様式第6号（第10条関係）

（平27規則59・全改）